

65歳以上の人の保険料

65歳以上の人の保険料は、算定された基準月額（5,300円）をもとに、前年中の収入や課税状況に応じて決定します。



旧保険料 (令和5年度)		新保険料 (令和6～8年度)					
保険料 段階	保険料 年額(円)	保険料 段階	対象となる人	算出方法	保険料 年額(円)		
第1段階	22,600	第1段階	本人が市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準月額 ×12カ月×0.285	18,100	
第2段階	37,800	第2段階		世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超、120万円以下の人	基準月額 ×12カ月×0.485	30,800	
第3段階	52,900	第3段階		世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円超の人	基準月額 ×12カ月×0.685	43,500	
第4段階	68,000	第4段階		世帯に市民税課税の人がいて、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準月額 ×12カ月×0.90	57,200	
第5段階 (基準額)	75,600	第5段階 (基準額)		世帯に市民税課税の人がいて、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超の人	基準月額 ×12カ月×1.00	63,600	
第6段階	90,700	第6段階		本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.20	76,300
第7段階	98,200	第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.30	82,600
第8段階	113,400	第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.50	95,400
第9段階	128,500	第9段階			合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.70	108,100
第10段階	139,800	第10段階			合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準月額 ×12カ月×1.90	120,800
第11段階	151,200	第11段階			合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準月額 ×12カ月×2.10	133,500
		第12段階	合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準月額 ×12カ月×2.30	146,200		
		第13段階	合計所得金額が720万円以上の人	基準月額 ×12カ月×2.40	152,600		

※介護保険法施行令の改正により、低所得者への保険料軽減の強化として、第1段階から第3段階の保険料率が引き下げられ、年額保険料が軽減されています。

65歳以上の人の介護保険料が変わります

令和6年度から3年間の介護保険制度の指針となる介護保険事業計画の見直しが行われ、この計画に基づき介護保険料も3年に一度の改定が行われます。

介護保険料は、今後3年間に於けるヘルパー派遣やデイサービスなどの介護サービスの見込み量によって決定され、介護サービスの見込み量が増えるほど、保険料が上がる仕組みとなっています。

今回の改定により、令和6年度から令和8年度の65歳以上の人の（第1号被保険者）の介護保険料基準月額は、5,300円に決まりました。

令和6年度介護保険料決定通知書は、7月中旬にお送りします。

第8期計画
(令和3～5年度)

保険料としていただく額
46億3,101万1,000円

÷12カ月
= **6,300円**
(基準月額)

保険料を納めていただく人
61,253人

第9期計画
(令和6～8年度)

保険料としていただく額
39億5,887万5,000円

÷12カ月
= **5,300円**
(基準月額)

保険料を納めていただく人
62,243人

保険料改定の考え方

65歳以上の人の保険料は、65歳以上の人数を分母とし、65歳以上の人が負担すべき金額（介護サービスなどに必要な費用）を分子として割った金額となります。

このため、65歳以上の人数が増えると保険料は減少しますが、要介護認定者の増加に伴って介護サービスなどに必要な費用が増えれば保険料は増加することとなります。

保険料改定の要因

▼65歳以上の人数

第9期計画期間（令和6～8年度）における65歳以上の人数の推計では、令和7年度をピークとしてその後は減少に転じるため、ほぼ横ばいで推移します。

▼介護サービスなどに必要な費用

介護サービスを利用するためには要介護認定を受ける必要があります。要介護認定者数は、平成27年度以降緩やかに減少を続けてきています。しかし、令和7年度には団塊の世代のすべてが後期高齢者となるため、今後は要介護認定者数が増加に転じるとともに、介護サービスなどに必要な費用についても増加する見込みです。

▼介護給付費準備基金の取り崩し

各計画期間において推計された介護サービスなどに必要な費用の見込み額が実際の費用よりも上回った場合、その差額について介護給付費準備基金を積み立てることとなります。第9期計画期間においては、基金の一部を取り崩すことで保険料の抑制を図ります。

▼国の制度改正

保険料の上昇による低所得者の負担を軽減するため、国は介護保険料の標準段階を9段階から13段階へとさらに多段階化し、高所得者の保険料率を引き上げることで低所得者の保険料率を引き下げることとしました。これに伴い本市の保険料段階も現行の11段階から国標準の13段階に変更しました。

制度改正による8月からの主な改正点

▼居住費の基準費用額および介護保険負担限度額の改正

介護施設を利用した際の居住費について、近年の光熱水費が高騰している現状を踏まえ、在宅で生活している人との負担の均衡を図るため、1日につき60円引き上げられました。また、それに伴い介護保険負担限度額の居住費についても引き上げられました。

●介護保険課 ☎33-1633

居住費の基準費用額および介護保険負担限度額の改正（8月サービス利用分から）

介護施設の部屋の種類	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
居住費の基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	
負担限度額	第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円
	第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円
	第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
	第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利生した場合は、（ ）内の金額になります。